

参考資料

平成 30 年第 2 回市議会（定例会）  
議案・報告（条例関係） 新旧対照表

堺 市

# 目 次

頁

(付議案件綴及び同説明資料綴 その1)

議案第 74 号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例	1
議案第 75 号 堺市市税条例等の一部を改正する条例	3
議案第 76 号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例	21
議案第 78 号 堺市立美原こども館条例の一部を改正する条例	23
報告第 5 号 堺市市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	25

<議案第74号 堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例>

堺市附属機関の設置等に関する条例（平成25年条例第4号）新旧対照表

現行				改正後（案）			
別表（第2条、第3条、第4条関係） 1 市長の附属機関				別表（第2条、第3条、第4条関係） 1 市長の附属機関			
附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期	附属機関	担当事務	委員の定数	委員の任期
(略)				(略)			
堺市旧高倉台西小学校活用事業者選定委員会	旧高倉台西小学校活用事業に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	5人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで	堺市旧高倉台西小学校活用事業者選定委員会	旧高倉台西小学校活用事業に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	5人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで
				堺市旧泉北すえむら資料館等活用事業者選定委員会	旧泉北すえむら資料館の活用及び大蓮公園の管理運営に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	5人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで
堺市職員医療審査会	任命権者の諮問に応じ、職員（臨時的に任用された職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条	10人以内	委嘱され、又は任命された日からその日が属する年度	堺市職員医療審査会	任命権者の諮問に応じ、職員（臨時的に任用された職員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条	10人以内	委嘱され、又は任命された日からその日が属する年度

の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員を除く。)の傷病による休養等についての審査に関する事務	の末日まで	の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員以外の非常勤職員を除く。)の傷病による休養等についての審査に関する事務	の末日まで
(略)		(略)	

<議案第75号 堺市市税条例等の一部を改正する条例>

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）新旧対照表 ※第1条による改正

現行	改正後（案）
<p>目次</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第4節 市たばこ税（第65条—<u>第67条の4</u>） （市民税の納税義務者等）</p> <p>第8条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、第5号の者に対しては法人税割額によって課する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、政令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下この節において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の均等割の非課税の範囲)</p> <p>第8条の2 法の施行地に住所を有する者で、均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の控除対</p>	<p>目次</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第4節 市たばこ税（第65条—<u>第67条の5</u>） （市民税の納税義務者等）</p> <p>第8条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額により、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額により、第2号及び第4号の者に対しては均等割額により、第5号の者に対しては法人税割額により課する。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、政令第47条に規定する収益事業を行うもの（当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下この節において「人格のない社団等」という。）又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節（<u>第28条第2項及び第3項を除く。</u>）の規定中法人の市民税に関する規定を適用する。</p> <p>(個人の均等割の非課税の範囲)</p> <p>第8条の2 法の施行地に住所を有する者で、均等割のみを課すべきもののうち、前年の合計所得金額が350,000円にその者の同一生</p>

象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

（法人の均等割の税率）

第11条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該右欄に定める額とする。

表（略）

2・3（略）

（税額控除）

第17条 所得割の納税義務者については、その者の第14条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1)・(2)（略）

2～9（略）

（市民税の申告等）

第18条 第8条第1項第1号の者は、3月15日までに、法第317条の2第1項の申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定によって給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給

計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に100,000円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に210,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。

（法人の均等割の税率）

第11条 法人の均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額とする。

表（略）

2・3（略）

（税額控除）

第17条 前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第14条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1)・(2)（略）

2～9（略）

（市民税の申告等）

第18条 第8条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、法第317条の2第1項の申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有す

与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第17条第2項の規定によって控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第8条の2に規定する者については、この限りでない。

2 (略)

3 給与所得等以外の所得を有しなかった者（前2項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3

る給与（以下この節において「給与」と総称する。）又は所得税法第35条第3項に規定する公的年金等（以下この節において「公的年金等」という。）の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（政令第48条の9の7に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第5項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第17条第2項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第8条の2に規定する者については、この限りでない。

2 (略)

3 給与所得等以外の所得を有しなかった者（前2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日

月15日までに、法第317条の2第3項の申告書を市長に提出しなければならない。

- 4 第1項ただし書に規定する者（第2項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに第1項の申告書を市長に提出することができる。
- 5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第8条第1項第1号の者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
- 6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第8条第1項第2号の者に、3月15日までに、賦課期日現在において区内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。
- 7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第8条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を提出させることができる。その申告書の記載事項に異動が生じた場合においても、また同様とする。

までに、法第317条の2第3項の申告書を市長に提出しなければならない。

- 4 第1項ただし書に規定する者（第2項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。
- 5 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第8条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第226条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。
- 6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第8条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において区内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。
- 7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第8条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から60日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を提出させることができる。その申告書の記載事項に異動が生じた場合においても、また同様とする。



(1)～(3) (略)

(4) (略)

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第27条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項に規定する支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第24条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。)をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

(1)～(3) (略)

(4) 法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定するものをいう。)

(5) (略)

(年金所得に係る仮特別徴収税額等)

第27条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項に規定する支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第24条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額)の2分の1に相当する額(当該額に100円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が100円未満であるときは100円とする。)をいう。以下この節において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 (略)

3 第27条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第27条の3中「(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」と、前条中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同条第2項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(法人の市民税の申告納付)

第28条 (略)

第4節 市たばこ税

2 (略)

3 第27条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第27条の3中「前条第1項」とあるのは「第27条の5第1項」と、「(同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。)」とあるのは「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」と、前条中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同条第2項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

(法人の市民税の申告納付)

第28条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人に係る法人の市民税の申告については、同項及び施行規則に定めるところにより行わなければならない。

3 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づき規則の規定を適用する。

第4節 市たばこ税

(市たばこ税の納税義務者等)

第65条 (略)

(たばこ税の課税標準)

第66条 (略)

(たばこ税の税率)

第67条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,262円とする。

(製造たばこの区分)

第65条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

(市たばこ税の納税義務者等)

第65条の2 (略)

(たばこ税の課税標準)

第66条 (略)

2 製造たばこの本数及び重量又は金額により換算する場合における製造たばこの本数の計算方法等については、法第467条に定めるところによる。

(たばこ税の税率)

第67条 たばこ税の税率は、1,000本につき5,692円とする。

(たばこ税の課税免除)

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第3条の2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「平成30年旧法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設に係る同号の条例で定める割合は、3分の1とする。

2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された平成30年旧法附則第15条第2項第2号に規定する総務省令で定める指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された平成30年旧法附則第15条第2項第7号に規定する総務省令で定める除害施設に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

4 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第25条に規定する認定事業

第67条の5 卸売販売業者等が、法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。

2 前項の規定による課税免除の適用については、法第469条に定めるところによる。

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第3条の2 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（以下「平成30年新法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された平成30年新法附則第15条第2項第2号に規定する総務省令で定める指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

3 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された平成30年新法附則第15条第2項第6号に規定する総務省令で定める除害施設に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

4 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第25条に規定する認定事業

により新たに取得された平成30年旧法附則第15条第18項本文に規定する政令で定める家屋又は償却資産に係る同項本文の条例で定める割合は、5分の3とする。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された平成30年旧法附則第15条第32項第1号イ又はロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された平成30年旧法附則第15条第32項第2号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 (略)

8 (略)

9 (略)

10 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に新築された平成30年旧法附則第15条の8第4項に規定する政令で定めるサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に係る同項の条例で定め

により新たに取得された平成30年改正法第1条の規定による改正前の地方税法（以下「平成30年旧法」という。）附則第15条第18項本文に規定する政令で定める家屋又は償却資産に係る同項本文の条例で定める割合は、5分の3とする。

5 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された平成30年新法附則第15条第32項第1号イからホまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された平成30年新法附則第15条第32項第2号イ又はロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。

7 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された平成30年新法附則第15条第32項第3号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 平成30年改正法第1条中法附則第15条に3項を加える改正規定（同条第47項に係る部分に限る。）の施行の日から平成33年3月31日までの間に取得された平成30年新法附則第15条第47項

る割合は、3分の2とする。

に規定する政令で定める機械装置等に係る同項の条例で定める割合は、零とする。

第3条の2の2 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に新築された平成30年新法附則第15条の8第2項に規定する政令で定めるサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

(改修実演芸術公演施設に対する固定資産税等の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の8 法附則第15条の11第1項に規定する改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のい

ずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）新旧対照表 ※第2条による改正

現行	改正後（案）
<p>(たばこ税の税率)</p> <p>第67条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>5,692円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第3条の2 1～8 (略)</p> <p>9 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に<u>平成30年旧法附則第15条第44項</u>の総務省令で定める政府の補助を受けた者が同項に規定する政令で定める特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る同項の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>10 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から平成31年3月31日までの間に設置された<u>平成30年旧法附則第15条第45項</u>の政令で定める市民緑地の用に供する土地に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 平成30年改正法第1条中法附則第15条に3項を加える改正規定（同条第47項に係る部分に限る。）の施行の日から平成33年3月31日までの間に取得された<u>平成30年新法附則第15条第47項</u>に規定する政令で定める機械装置等に係る同項の条例で定める割合は、零とする。</p>	<p>(たばこ税の税率)</p> <p>第67条 たばこ税の税率は、1,000本につき<u>6,122円</u>とする。</p> <p>附 則</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第3条の2 1～8 (略)</p> <p>9 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に<u>平成30年改正法第2条の規定による改正後の地方税法（以下「平成31年施行法」という。）附則第15条第43項</u>の総務省令で定める政府の補助を受けた者が同項に規定する政令で定める特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る同項の条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>10 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から平成31年3月31日までの間に設置された<u>平成31年施行法附則第15条第44項</u>の政令で定める市民緑地の用に供する土地に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>11 平成30年改正法第1条中法附則第15条に3項を加える改正規定（同条第47項に係る部分に限る。）の施行の日から平成33年3月31日までの間に取得された<u>平成31年施行法附則第15条第46項</u>に規定する政令で定める機械装置等に係る同項の条例で定める割合は、零とする。</p>



堺市市税条例（昭和41年条例第3号）新旧対照表 ※第3条による改正

現行	改正後（案）
（たばこ税の税率） 第67条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,122円とする。	（たばこ税の税率） 第67条 たばこ税の税率は、1,000本につき6,552円とする。

堺市市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第40号）新旧対照表 ※第4条による改正

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 次の各号に掲げる期間内に、堺市市税条例（以下「条例」という。）<u>第65条第1項</u>の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、条例第67条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円</p> <p>4 平成28年4月1日前に<u>条例第65条第1項</u>の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。以下同じ。）が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>条例第65条第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項</p>	<p>附 則</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 次の各号に掲げる期間内に、堺市市税条例（以下「条例」という。）<u>第65条の2第1項</u>の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ3級品に係る市たばこ税の税率は、条例第67条の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 平成30年4月1日から平成31年9月30日まで 1,000本につき4,000円</p> <p>4 平成28年4月1日前に<u>条例第65条の2第1項</u>の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（地方税法（昭和25年法律第226号）第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）<u>（以下これらを「売渡し等」という。）</u>が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（<u>条例第65条の2第1項</u>に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第9号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第52条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したもの</p>

の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第20条第4項に規定する申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。

6 （略）

7 平成29年4月1日前に条例第65条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場

とみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

5 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、総務省令で定める様式による申告書を平成28年5月2日までに市長に提出しなければならない。

6 （略）

7 平成29年4月1日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第8項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販

合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

8 (略)

9 平成30年4月1日前に条例第65条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円と

売業者である場合には本市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

8 (略)

9 平成30年4月1日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第10項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品(これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。)を同日に本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき645円とする。

する。

10 (略)

11 平成31年4月1日前に条例第65条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,262円とする。

12 (略)

第5項	(略)	
	平成28年5月2日	平成31年4月30日
第6項	平成28年9月30日	平成31年9月30日

10 (略)

11 平成31年10月1日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第52条第12項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ3級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ3級品（これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該紙巻たばこ3級品を直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ3級品の本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき1,692円とする。

12 (略)

第5項	(略)	
	平成28年5月2日	平成31年10月31日
第6項	平成28年9月30日	平成32年3月31日

<議案第76号 堺市介護保険条例の一部を改正する条例>

堺市介護保険条例（平成12年条例第16号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(保険料率)</p> <p>第10条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者 39,740円</p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 57,230円</p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 59,610円</p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 71,540円</p> <p>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 79,480円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 93,790円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下「合計所得金額」という。）が1,250,000円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>(略)</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第10条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者 39,740円</p> <p>(2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 57,230円</p> <p>(3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 59,610円</p> <p>(4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 71,540円</p> <p>(5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 79,480円</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 93,790円</p> <p>ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下「合計所得金額」という。）が1,250,000円以下であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>(略)</p>

<議案第78号 堺市立美原こども館条例の一部を改正する条例>

堺市立美原こども館条例（平成16年条例第111号）新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
堺市立美原こども館ひらお	堺市美原区平尾 (分館) 堺市美原区さつき野東1丁目	堺市立美原こども館ひらお	堺市美原区平尾
堺市立美原こども館いわき	堺市美原区太井 (分館) 堺市美原区阿弥	堺市立美原こども館いわき	堺市美原区太井
堺市立美原こども館やかみ	堺市美原区大饗	堺市立美原こども館やかみ	堺市美原区大饗
堺市立美原こども館みはらきた	堺市美原区真福寺	堺市立美原こども館みはらきた	堺市美原区真福寺

<報告第5号 堺市市税条例の一部を改正する条例（平成30年条例第34号）>

堺市市税条例（昭和41年条例第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>附 則</p> <p><u>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</u></p> <p><u>第3条の2 法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p><u>2 法附則第15条第2項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>3 法附則第15条第2項第3号の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>4 法附則第15条第2項第7号の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p><u>5 法附則第15条第18項本文の条例で定める割合は、5分の3とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</u></p> <p><u>第3条の2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（以下「平成30年旧法」という。）附則第15条第2項第1号に規定する総務省令で定める汚水又は廃液の処理施設に係る同号の条例で定める割合は、3分の1とする。</u></p> <p><u>2 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された平成30年旧法附則第15条第2項第2号に規定する総務省令で定める指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>3 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された平成30年旧法附則第15条第2項第7号に規定する総務省令で定める除害施設に係る同号の条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p> <p><u>4 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの間に都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第25条に規定する認定事業により新たに取得された平成30年旧法附則第15条第18項本文に規定する政令</u></p>



6 法附則第15条第32項第1号の条例で定める割合は、3分の2とする。

7 法附則第15条第32項第2号の条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第37項の条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第44項の条例で定める割合は、3分の1とする。

10 法附則第15条第45項の条例で定める割合は、3分の2とする。

で定める家屋又は償却資産に係る同項本文の条例で定める割合は、5分の3とする。

5 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された平成30年旧法附則第15条第32項第1号イ又はロに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、3分の2とする。

6 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間に取得された平成30年旧法附則第15条第32項第2号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

7 平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された平成30年旧法附則第15条第37項に規定する地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるものに係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

8 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に平成30年旧法附則第15条第44項の総務省令で定める政府の補助を受けた者が同項に規定する政令で定める特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に係る同項の条例で定める割合は、3分の1とする。

9 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成29年法律第26号）の施行の日から平成31年3月31日までの間に設置された平成30年旧法附則第15条第4.5項の政令で定める市民緑地の用に供する土地に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条の8第4項の条例で定める割合は、3分の2とする。

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の3 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修(同項に規定するものをいう。以下この条、次条及び附則第3条の7において同じ。)が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該改修後の家屋が政令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の3の2 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、前条各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受け

10 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に新築された平成30年旧法附則第15条の8第4項に規定する政令で定めるサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の3 法附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修(同項に規定するものをいう。以下この条、次条及び附則第3条の7において同じ。)が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該改修後の家屋が政令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

(特定耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の3の2 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、前条各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(高齢者等居住改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受け

ようとする者がすべき申告)

第3条の4 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住宅について同項の規定の適用を受けようとする者又は同条第5項に規定する高齢者等居住改修専有部分について同項の規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事（同条第4項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 政令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに政令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

(熱損失防止改修住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の5 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅について同項の規定の適用を受けようとする者又は同条第10項に規定する熱損失防止改修専有部分について同項の規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に係る熱損失防止改

ようとする者がすべき申告)

第3条の4 法附則第15条の9第4項に規定する高齢者等居住改修住宅について同項の規定の適用を受けようとする者又は同条第5項に規定する高齢者等居住改修専有部分について同項の規定の適用を受けようとする者は、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事（同条第4項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 政令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

(5) (略)

(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに政令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費

(7) (略)

(熱損失防止改修住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の5 法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅について同項の規定の適用を受けようとする者又は同条第10項に規定する熱損失防止改修専有部分について同項の規定の適用を受けようとする者は、当該熱損失防止改修住宅又は熱損失防止改修専有部分に係る熱損失防止改

修工事（同条第9項に規定するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用の額及び政令附則第12条第38項に規定する補助金等の額

(6) (略)

(特定熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の5の2 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅について同項の規定の適用を受けようとする者又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について同項の規定の適用を受けようとする者は、熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、前条各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の7 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知

修工事（同条第9項に規定するものをいう。以下この条及び次条において同じ。）が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用の額及び政令附則第12条第29項に規定する補助金等の額

(6) (略)

(特定熱損失防止改修住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の5の2 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅について同項の規定の適用を受けようとする者又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について同項の規定の適用を受けようとする者は、熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、前条各号に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第3条の7 法附則第15条の10第1項に規定する耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知

書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第14項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)

第4条 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第32条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であって、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第32条の規定にかかわらず、修正された価格（法附

書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が政令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

第4条 本市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。）を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第32条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第32条の規定にかかわらず、修正された価格（法附

則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第5条 宅地等(法附則第17条第2号に規定する宅地等をいう。以下同じ。)に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等(法附則第17条第4号に規定する商業地等をいう。以下同じ。)に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格

則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

第5条 宅地等(法附則第17条第2号に規定する宅地等をいう。以下同じ。)に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等(法附則第17条第4号に規定する商業地等をいう。以下同じ。)に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格

に、10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資

に、10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした

産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

6 第1項及び第4項において「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは、法附則第18条第6項に定める額をいう。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第5条の2 地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号。以下「平成27年改正法」という。）附則第18条第1項の規定により、平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は適用しない。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第5条の3 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地

場合における固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額とする。

6 第1項及び第4項の「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは、法附則第18条第6項に定める額をいう。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第5条の2 平成30年改正法附則第22条第1項の規定により、平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定は適用しない。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第5条の3 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地



に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下この条において「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表（略）

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第6条 市街化区域農地（法附則第19条の2第1項に規定する農地をいう。以下同じ。）に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地（法附則第19条の3第4項に規定する農地をいう。以下同じ。）以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。

に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下この条において「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。

表（略）

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第6条 市街化区域農地（法附則第19条の2第1項に規定する農地をいう。以下同じ。）に係る平成6年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成5年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に対して課する固定資産税の額は、前条の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成5年度適用市街化区域農地（法附則第19条の3第4項に規定する農地をいう。以下同じ。）以外の市街化区域農地に対して課する次の表の左欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合の税額とする。

表 (略)

2・3 (略)

第7条 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標

表 (略)

2・3 (略)

第7条 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標

準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項において「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは、法附則第19条の4第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に定める額をいう。

4 平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税に限り、法附則第19条の4第6項に規定する前年度軽減適用市街化区域農地のうち、当該各年度の前年度分の固定資産税について第1項及び第2項の規定（当該年度が平成27年度である場合には、堺市市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第36号）による改正前の堺市市税条例（附則第10条第4項において「平成27年改正前の堺市市税条例」という。）附則第7条第1項から第4項までの規定）の適用を受けないものについては、当該前年度軽減適用市街化区域農地又は当該前年度軽減適用市街化区域農地の類似土地が市街化区域設定年度から当該各年度の前年度までの各年度に係る賦課期日において、それぞれ前条第3項において準用する同条第1項本文の規定の適用を受け、かつ、同項ただし書の規定の適用を受けない市街化区域農地（附則第10条第4項において「軽減適用外市街化区域農地」という。）であったものとみなして法附則第17条及び前3項の規定を適用する。

（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第8条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市

準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは、法附則第19条の4第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に定める額をいう。

4 平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税に限り、法附則第19条の4第6項に規定する前年度軽減適用市街化区域農地のうち、当該各年度の前年度分の固定資産税について第1項及び第2項の規定（当該年度が平成30年度である場合には、堺市市税条例の一部を改正する条例（平成30年条例第34号）による改正前の堺市市税条例（附則第10条第4項において「平成30年改正前の堺市市税条例」という。）附則第7条第1項から第3項までの規定）の適用を受けないものについては、当該前年度軽減適用市街化区域農地又は当該前年度軽減適用市街化区域農地の類似土地が市街化区域設定年度から当該各年度の前年度までの各年度に係る賦課期日において、それぞれ前条第3項において準用する同条第1項本文の規定の適用を受け、かつ、同項ただし書の規定の適用を受けない市街化区域農地（附則第10条第4項において「軽減適用外市街化区域農地」という。）であったものとみなして法附則第17条及び前3項の規定を適用する。

（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第8条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市

計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に、10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地

等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

- 6 第1項及び第4項において「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に定める額をいう。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第8条の2 平成27年改正法附則第18条第1項の規定により、平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は適用しない。

（農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第8条の3 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区

等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

- 6 第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に定める額をいう。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第8条の2 平成30年改正法附則第22条第1項の規定により、平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税については、法附則第25条の3の規定は適用しない。

（農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第8条の3 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区

分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

（表 略）

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

第9条 附則第6条の規定の適用がある市街化区域農地に係る各年度分の都市計画税の額は、同条第1項中「固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額」とあるのは、「固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の2の額」として、同条の規定の例により算定した税額とする。

第10条 市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第6条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第20項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下

分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条において「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

（表 略）

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

第9条 前条の規定にかかわらず、附則第6条の規定の適用がある市街化区域農地に係る各年度分の都市計画税の額は、同条第1項中「固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額」とあるのは、「固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の2の額」として、同条の規定の例により算定した税額とする。

第10条 市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第6条の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下

この条において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第20項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 3 第1項において「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に定める額をいう。
- 4 平成27年度から平成29年度までの各年度分の都市計画税に限り、前年度軽減適用市街化区域農地のうち、当該各年度の前年度分の都市計画税について第1項及び第2項の規定(当該年度が平成27年度である場合には、平成27年改正前の堺市市税条例附則第10条第1項から第4項までの規定)の適用を受けないものについては、当該前年度軽減適用市街化区域農地又は当該前年度軽減適用市街化区域農地の類似土地が市街化区域設

この条において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

- 2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地調整都市計画税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の3分の2の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第19項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。
- 3 第1項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは、法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に定める額をいう。
- 4 平成30年度から平成32年度までの各年度分の都市計画税に限り、前年度軽減適用市街化区域農地のうち、当該各年度の前年度分の都市計画税について第1項及び第2項の規定(当該年度が平成30年度である場合には、平成30年改正前の堺市市税条例附則第10条第1項から第3項までの規定)の適用を受けないものについては、当該前年度軽減適用市街化区域農地又は当該前年度軽減適用市街化区域農地の類似土地が市街化区域設



定年度から当該各年度の前年度までの各年度に係る賦課期日においてそれぞれ軽減適用外市街化区域農地であったものとみなして法附則第17条及び前3項の規定を適用する。

定年度から当該各年度の前年度までの各年度に係る賦課期日においてそれぞれ軽減適用外市街化区域農地であったものとみなして、法附則第17条及び前3項の規定を適用する。

平成 30 年第 2 回市議会（定例会）  
議案（条例関係）新旧対照表

---

平成 30 年 6 月 発 行

編集・発行 堺市財政局財政部財政課  
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 3 番 1 号

Tel 072-233-1101

URL <http://www.city.sakai.lg.jp/>

---

堺市行政資料番号

1-B2-17-0087

※元号

平成 31 年 4 月 30 日の天皇退位、翌 5 月 1 日の新天皇即位に伴い、改元が予定されているが、新元号が定まっていないため、平成 31 年 4 月後の元号についても「平成」表記で統一している。